# 畜産とくトク情報

平成23年10月3日(通算第149号) 問い合わせ先長野県庁

園芸畜産課 電話 026-235-7233

# 高病原性鳥インフルエンザの特定症状を確認した場合の届出の義務について

家畜伝染病予防法の改正にともない、高病原性鳥インフルエンザの早期発見・早期通報のため、下記の症状 1、2のうち1つ以上呈した家畜を発見した家きん飼養者又は獣医師は、すぐに家畜保健衛生所へ特定症状が認められることを届けることが平成 23 年 10 月 1 日より義務付けされました。 特定症状を呈した家きんを発見したときは家畜保健衛生所 までご連絡ください。

対象家きん

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

#### 症状1

同一畜舎内における1日の死亡率が過去3週間の平均値の2倍以上になった場合

## 症状2

鳥インフルエンザ用簡易検査キットでウイルス抗原陽性になった場合 又は

鳥インフルエンザ用エライザキットでウイルス抗体陽性になった場合

(不適切な飼養管理、急激な気温の変化、火災、風水害及び非常災害等死因が明らかな場合を除く)

## <通報後のフロー>

症状1、2のいずれかの 症状を呈す家きんを発見 移動の自粛 2

家畜保健衛生所へ通報

(3)

家畜防疫員の 農場立入検査

5

必要に応じて、精密検査のための採材 をすると伴に、農場の立入制限 (4)

| 家畜防疫員は死亡家きん及び異常家きんの簡易 | 検査を実施し、検査結果及び詳細を農水省へ報告

異常の通報とはこちらへ

	> 家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
<	佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439
-	上田支所	0268-23-1630	松本	0263-47-3223
	伊那	0265-72-2782	長野	026-226-0923
県庁園芸畜産課		026-235-7232		

家畜伝染病予防法の改正に伴う、疑問・質問は担当家畜保健衛生所までお問い合わせください。

## 飼養に係る衛生管理の状況等に関する定期報告について

家畜伝染病予防法の改正に伴い、飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養者は、毎年、 家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する事項について、家畜保健衛生所を経由して、都 道府県知事に報告することが平成23年10月1日より義務付けられました。

飼養衛生管理基準が定められた家畜	報告期限(※1)			
牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのしし	毎年4月15日まで			
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥	毎年6月15日まで			
飼養頭羽数の基準				
牛、水牛及び馬	1頭			
鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし	5頭			
鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥	EK			
だちょう	EE 6			
飼養頭羽数の基準を超える飼養者の報告事項(毎年2月1日時点)				
①飼養している家畜の種類及び頭羽数				
②畜舎及びふ卵舎の数				
③飼養衛生管理基準の遵守状況				
④飼養衛生管理基準を遵守するための措置の状況				
飼養頭羽数の基準以下の飼養者の報告事項(毎年2月1日時点)				
①飼養している家畜の種類及び頭羽数				
定期報告様式				
別途、家畜保健衛生所から配布				

※1 平成23年分は、10月1日時点における、家畜の種類、頭羽数、畜舎及びふ卵舎の数 を、平成23年12月15日までに、家畜保健衛生所へ定期報告書の提出をお願いします。

# 鳥インフルエンザ対策を万全にしましょう

県内に冬鳥が飛来する季節になりました。昨年11月から3月にかけて日本国内、9県24 農場でH5N1 亜型の高病原性鳥インフルエンザが発生しましたが、国内侵入経路のひとつとし て野鳥の飛来による可能性が指摘されています。鳥インフルエンザ発生防止対策に万全を期 してください。

### 平成22年度高病原性鳥インフルエンザ発生に係る疫学調査の中間とりまとめの概要

入経路の侵	渡り鳥等の野鳥によって国内に持ち 込まれた可能性 人や物を介して農場に持ち込まれた 可能性	鳥インフルエン	野鳥・野生動物の侵入防止 人・車両を消毒しウイルス侵入防止
ウィ	国内で分離されたすべてのウイルス は近縁	ラルカス	飲用水・飼料の汚染による侵入防止
特ルス	昨年末に韓国で多発したウイルス株 と国内で分離されたウイルス株のHA	策シザ	家きんの健康観察
株の	遺伝子の塩基配列が100%一致		飼養衛生管理の確認